

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 6 年10月28日

(令和 5 年度決算)

(教育委員会・企業局・病院局・議会事務局)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和6年10月28日（月曜日）

午前10時12分開議

午前11時36分休憩

午後0時58分開議

午後1時57分休憩

午後2時2分開議

午後2時9分閉会

本日の会議に付した事件

議案第41号 令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 令和5年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第58号 令和5年度熊本県電気事業会計決算の認定について

議案第59号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について

議案第60号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 内 野 幸 喜

副委員長 橋 口 海 平

委員 松 田 三 郎

委員 池 田 和 貴

委員 楠 本 千 秋

委員 岩 本 浩 治

委員 岩 田 智 子

委員 末 松 直 洋

委員 竹 崎 和 虎

委員 西 村 尚 武

委員 本 田 雄 三

委員 亀 田 英 雄

欠席委員(なし)

委員外議員なし

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 白 石 伸 一

教育理事 木 山 晋 介

教育総務局長 井 藤 和 哉

県立学校教育局長 重 岡 忠 希

市町村教育局長 藤 岡 寛 成

教育政策課長 岸 良 優 太

学校人事課長 清 塘 文 夫

文化課長 舟 津 紀 明

施設課長 中 島 一 哉

高校教育課長 坂 本 憲 昭

特別支援教育課長 松 本 英 雄

学校安全・安心推進課長 木 山 邦 博

体育保健課長 濱 本 昌 宏

義務教育課長 井 手 正 直

社会教育課長 福 永 公 彦

人権同和教育課長 角 田 賢 治

企業局

局 長 深 川 元 樹

総務経営課長 馬 場 幸 一

工務課長 福 本 政 洋

発電総合管理所長 永 本 敬 一

病院局

病院事業管理者 平 井 宏 英

院 長 西 良 知

総務経営課長 米 田 健 人

看護部長 平 田 孝 治

議会事務局

局 長 波 村 多 門

次長兼総務課長 本 田 敦 美

議事課長 富 田 博 英

政務調査課長 板 橋 徳 明

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 川 元 敦 司
会計課長 川 上 竜 也

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 藤 井 一 恵
局 長 小 原 正 巳
監査監 天 野 誠 史
監査監 石 井 利 幸

事務局職員出席者

議事課課長補佐 榎 原 俊 郎
議事課主幹 荒 木 洋
議事課主幹 須 田 恵美子

午前10時12分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に教育委員会の審査を行い、午後から企業局、病院局及び議会事務局の審査を行うこととしております。

これより、教育委員会の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

白石教育長。

○白石教育長 おはようございます。

令和5年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策を推進していく上で改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係の2点について、その後の措置状況を御報告申し上げます。

まず、1点目は、決算特別委員会委員長報告第4の1、共通事項1、「未収金対策については、様々な事情があるが、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」という御指摘でございます。

教育委員会では、奨学金等の未収金につきましては、滞納発生後、速やかに督促体制を整え、休日、夜間の電話催告や個別訪問による徴収などの対策を講じています。

また、電話や個別訪問を行っても連絡が取れず、文書による催告に対しても反応がない滞納者に対しては、生活状況等を十分に把握した上で、支払い能力に応じて返還免除や債権放棄による不納欠損または法的な対抗措置を検討することとしております。

引き続き、適正な債権管理と徴収対策に努めてまいります。

次に、2点目は、決算特別委員会委員長報告第4の12、「いじめ事案については、学校側から教育委員会への報告が遅れることがないよう連携を強化し、迅速かつ適切に解決に向けて学校と教育委員会が協力するとともに、引き続き子供たちからの声に対して的確に対応すること。」という御指摘でございます。

学校がいじめ事案を確認した際には、直ちに県教育委員会に情報提供を行うよう周知徹底するとともに、県教育委員会と連携して迅速な初動対応ができるよう、改めて指導いたしました。

また、子供たちからの声に対して、的確に対応するため、生徒本人や保護者に対して、各学校のいじめの相談窓口の周知を図るとともに、いじめ事案を確認した際には、学校内で情報共有を行い、速やかに組織的な対応を行うよう徹底いたしました。

今後も、県教育委員会と学校が連携し、適切ないじめ対応に努めてまいります。

続きまして、令和5年度の熊本県一般会計

及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要について御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和5年度歳入歳出決算総括表を御覧願います。

歳入につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額318億8,908万円余に対しまして、収入済額351億591万円余、不納欠損額229万円余でございます。

不納欠損額は、収入未済となっていました国庫補助金で、令和5年度末に時効となったものであります。

また、収入未済額は2億2,414万円余となっており、主なものは育英資金貸付金の返還金となっております。

なお、予算現額と収入済額との比較32億1,682万円余は、主に育英資金貸付金の返還金が増加したことに伴う収入済額が増加したことによるものでございます。

続きまして、歳出につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額1,320億9,097万円余に対しまして、支出済額1,255億7,771万円余、翌年度繰越額33億3,924万円余でございます。

翌年度への繰越しの主なものとしましては、県立学校の施設整備事業における工事の不調、不落をはじめ、学校活動に支障のない工事の方法や工事時期の調整に時間を要したことなどにより、年度内執行が困難となり、やむを得ず令和6年度に繰り越したものでございます。現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は31億7,401万円余となっており、その主な理由は、事業実施後の執行残及び入札に伴う執行残でございます。

以上が教育委員会関係の令和5年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては各課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

○内野幸喜委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査における指摘事項について申し上げます。

教育委員会は、教育政策課、学校安全・安心推進課、義務教育課及び社会教育課について指摘がありました。学校安全・安心推進課、義務教育課及び社会教育課については、後ほど担当課長から御説明します。

まず、教育政策課は、本年度の定期監査で1件指摘を受けております。内容は、定例教育委員会の公開議案として提出された資料の内容について、本来公開すべきではない情報が含まれていたというものでございます。

本件につきましては、いじめ関係の事案であることもあり、後ほど学校安全・安心推進課長のほうからまとめて御説明させていただきます。

それでは、教育政策課の決算状況について御説明します。

説明資料の2ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

令和5年度は、不納欠損額はございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

諸収入のうち雑入については、収入未済額489万4,000円を計上しております。詳細は、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明します。

4ページをお願いいたします。

事務局費でございますが、課及び室の運営費、熊本県教育情報化推進事業等に係る経費

でございます。

不用額の主な内容は、熊本県教育情報化推進事業に係る県立学校のICT教育環境(情報機器等)の整備の入札に伴う執行残でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

上段の教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、教職員住宅関係工事の入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料13ページの令和5年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1、歳入決算の状況ですが、諸収入のうち雑入の収入未済額489万4,000円については、恩給扶助料の過払いによるものでございます。

経緯としましては、当時、恩給扶助料の受給者であった母親が、平成25年頃に自宅で死亡し、その後、平成26年1月から平成28年6月までの2年6か月の間、同居していた子が母親の恩給扶助料を生活費に充てながら暮らしていたというものでございます。

同居していた子は、重度の精神疾患から母親の死亡を理解できず、平成28年7月に白骨化した遺体を警察から発見されるまで母親の遺体と暮らしており、死亡届などの提出もなかったため確認が遅れ、過払い金が生じる事態となりました。

警察による発見後、同居していた子は、精神医療センターに措置入院され、その後生活保護を受けながら生活している状況です。収入や財産等がないため、返還請求にも応じることができず、未収金となりました。

また、本人との直接交渉は困難であったことから、これまで居住地の市役所を通じて生活状況や財産等の確認を行い、毎年催告書を交付しておりましたが、本年4月に時効期間

が満了となり、時効が完成いたしました。よって、本年5月に不納欠損処分の手続を完了しております。

教育政策課は以上でございます。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

事務局費、教職員人事費及び教育センター費でございますが、主に教育委員会事務局職員の人件費や教職員退職手当等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、退職者が見込みより少なかったことによる教職員退職手当等の執行残でございます。

次に、小学校費の教職員費、12ページの中学校費の教職員費及び高等学校費の高等学校総務費でございますが、主に教職員の人件費でございます。

不用額の主な内容は、人件費等の執行残でございます。

教職員の給与費につきましては、毎年度12月1日現在の現員数で所要額を見込み、2月補正を行っておりますが、その後の休職や育児休業の変更等に伴い、執行残が発生したものでございます。

次に、全日制高等学校管理費、13ページの定時制高等学校管理費及び通信教育費でございますが、これは、主に高等学校の光熱費や事務経費、学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、各学校において、光熱水費や事務経費の削減に努めたことによる執行残でございます。

次に、3段目の特別支援学校費でございま

すが、主に特別支援学校の教職員の人件費及び学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、こちらも教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料1ページの令和5年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越してございます。

県立学校の原油価格物価高騰対応事業でございますが、これは、特別支援学校や定時制高校の給食費につきまして、物価高騰の影響による食材調達に係る費用の上昇に対し、保護者の経済的負担を軽減するため、食料費の補助に対する経費でございます。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した2月補正事業であり、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

学校人事課は以上でございます。

○舟津文化課長 文化課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の14ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

18ページをお願いします。

まず、文化費でございますが、これは、主に県立美術館分館指定管理費用、装飾古墳館及び歴史公園鞠智城の管理運営費でございます。

不用額の主な理由は、入札及び経費削減に伴う執行残でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

美術館費でございますが、これは、県立美術館本館の管理運営費や細川コレクション永青文庫推進事業に係る経費でございます。

不用額の主な理由は、入札及び経費削減に伴う執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは、主に熊本地震及び令和2年7月豪雨の被災文化財災害復旧事業でございます。

不用額の主な理由は、事業費の確定による執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料2ページの令和5年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越してございます。

1段目の美術館分館保全改修費ほか3件でございますが、工法の変更、入札不調、資材の調達に日数を要し、年度内の執行が困難となったものでございます。

次に、3ページの事故繰越でございます。

文化財災害復旧費でございますが、これは、受託事業者における人員確保が難航したことにより、修復作業に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となったものでございます。

文化課は以上でございます。

○中島施設課長 施設課でございます。

まず、歳入につきまして御説明いたします。

説明資料の20ページをお願いいたします。

20ページから22ページまでが歳入となっておりますが、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

まず、教育費についてです。

2段目の事務局費でございますが、これは、市町村立学校の施設整備に係る指導監督のための事務費でございます。

次に、全日制高等学校管理費でございますが、これは、県立学校施設の設備の点検などの維持管理に要した経費でございます。

次に、学校建設費でございますが、これ

は、熊本工業高校ほか49校の県立高等学校施設整備事業などに要した経費でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

上段の特別支援学校費でございますが、これは、球磨支援学校ほか19校の特別支援学校施設整備事業等に要した経費でございます。

次に、災害復旧費の教育施設災害復旧費でございますが、これは、球磨工業高校ほか6校の学校施設災害復旧事業等に要した経費でございます。

なお、歳出につきまして、不用額が生じた主な理由といたしましては、入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明をさせていただきます。

附属資料の4ページ、令和5年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越してございます。

まず、1段目の高等学校校舎新築・増改築事業費でございますが、これは、熊本工業高校の実習棟改築工事に係る経費を繰り越しております。

次に、2段目以降の高等学校施設整備事業費でございますが、ここから5ページにかけて、済々黌高校ほか8校の長寿命化改修工事及び営繕工事などに係る経費を繰り越しております。

5ページをお願いいたします。

6段目の特別支援学校施設整備事業費でございますが、松橋西支援学校ほか4校の長寿命化改修設計及び営繕工事に係る経費を繰り越しております。

6ページをお願いいたします。

4段目の特別支援教育環境整備事業でございますが、菊池支援学校ほか2校の高等部増築工事設計委託及び営繕工事に係る経費を繰り越しております。

これら繰越しを行った事業の主な理由といたしましては、入札の不調によるものや学校活動に支障のない工法、工事時期の調整など

に時間を要したこと、また、国の経済対策に伴う2月補正で予算を確保したこと等により、年度内執行が困難となり、繰り越したものでございます。

最後に、24ページをお願いいたします。

令和5年度県有財産処分一覧表でございます。

これは、活用がなかった高森高校第二運動場につきまして、高森町より多目的広場として活用したい旨申出があり、随意契約にて売却したものでございます。

施設課は以上でございます。

○坂本高校教育課長 高校教育課でございます。

一般会計及び2つの特別会計につきまして、順に御説明いたします。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の25ページからになります。

歳入につきましては、28ページの諸収入以外には収入未済額はございません。

諸収入につきまして、29ページの定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額ですが、これは、定時制通信制修学奨励資金について、一部の貸与者が滞納したため、98万7,000円が収入未済となっております。

この未収金と対策につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額はございません。

次に、一般会計の歳出について、主なものについて御説明します。

30ページをお願いいたします。

教育総務費のうち事務局費でございますが、これは、新設高等学校等教育環境整備事業、県立高校魅力化きらめきプラン等に係る経費でございます。

不用額は、入札に伴う執行残でございます。

次に、31ページの教育指導費でございますが、これは、高校生キャリアサポート事業等に係る経費でございます。

不用額は、主に高等学校等通学支援事業の対象補助が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、32ページ中段の高等学校費の高等学校総務費でございますが、これは、高等学校入学者選抜学力検査に係る経費でございます。

不用額は、入札に伴う執行残でございます

次に、教育振興費でございますが、これは、主に高等学校産業教育設備整備や奨学のための給付金事業に係る経費でございます。

不用額は、主に奨学のための給付金事業の給付対象者が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、33ページの学校建設費でございますが、これは、高森高校環境整備事業に係る経費でございます。

不用額は、入札に伴う執行残でございます。

次に、諸支出金の繰出金でございますが、県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、県立高等学校実習資金特別会計への繰出金のことでございます。

不用額は、水産高等学校実習の経費節減に伴う執行残でございます。

続いて、34ページをお願いいたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入には、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、37ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

高等学校費の農業高等学校費でございますが、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、主に農業高等学校実習に伴う事業実施後の執行残でございます。

次に、水産高等学校費でございますが、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、主に水産高等学校実習に伴う事業実施後の執行残でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

歳入については、不納欠損額はございません。

中段の諸収入については、育英資金貸付金の償還金でございます。償還元金と延滞利息等を合わせまして1億9,413万5,000円の収入未済となっております。

この未収金と対策につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、39ページの歳出について御説明いたします。

育英資金の育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございます。

不用額を生じた理由は、育英資金貸付金の貸与対象者が見込みよりも少なかったことによる執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料の7ページ、令和5年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

高等学校産業教育設備整備費でございますが、これは、熊本工業高校実習棟工事の着工が遅れたことにより、年度内に設備の設置ができず、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、高等学校DX加速化推進事業でございますが、これは、国の補正予算（経済対策）に伴う事業であり、国からの交付決定が令和

6年度になりましたことにより、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、15ページ、令和5年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

15ページは、定時制通信制修学奨励資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、貸与者の返還金の滞納による収入未済でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3か年の推移の右側の計の欄に記載のとおり、令和5年度末で98万7,000円となっております。内訳につきましては、3の収入未済額の状況のとおりでございます。

未収金対策としましては、4に記載しておりますとおり、滞納者に対して電話や個別訪問による督促を行うとともに、新たな未収金を発生させないよう、学校を通じて返還の必要性について周知を図ってきたところでございます。

次に、16ページを御覧ください。

育英資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の左側を御覧ください。

内訳は、元金、延滞利息及び年度内及び年度後返納となっており、年度後返納とは、退学等により資格がなくなった後過払いになった分について、翌年度以降に返納があったものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移の右側の計の欄を御覧ください。

令和5年度は、収入未済額が1億9,413万5,000円となっております。内訳は、3の収入未済額の状況のとおりでございます。

合計は、表の右側に記載のとおり、元金、延滞利息の滞納が1,204人、年度後返納が9人で、全体で1,213人となっております。

続いて、17ページをお願いいたします。

令和5年度の未収金対策の取組をまとめて

おります。

当課では、収入未済額の増大は、育英資金制度の存続にも関わる深刻な課題であることから、1の回収業務においては、(1)早期催告の徹底、(2)滞納者の状況確認及び財産調査の徹底、(3)新規返還開始者への周知徹底により未収金回収に努めております。

次に、2の法的措置の取組では、文書、電話及び個別訪問による催告にも応じず、本人や連帯保証人の状況が把握できないような長期滞納者に対して、法的措置を行うこととしております。

支払い督促申立てについては、令和5年度は、令和4年度に申し立てたものに係る裁判対応を行っています。

また、強制執行2件につきましては、令和4年度に差し押さえたものを、令和5年度も継続して行ったところでございます。

また、4の奨学生の返還意識の醸成により、奨学金を受給する奨学生としての自覚を促すための取組も行っているところでございます。

18ページを御覧ください。

育英資金の平成16年度以降の調定額、未収金額等の推移をまとめた資料でございます。

上段の未収金額等の推移表の右側の欄に収納率を記載しておりますが、これまで申し上げました取組の結果、令和5年度の収納率は84.2%となっております。これは、以前から継続して全国トップクラスではございます。

このように、例年高い収納率を維持しておりますが、令和5年度の未収金は1億9,413万5,000円と、前年に比べて2,982万1,000円増加しております。

これは、返還開始時点で安定した職に就けていないケースが令和4年度から増加しており、さらに、物価高騰が生活費を逼迫し、経済状況が悪化したことで、奨学金返済に回せない状況になっていることが影響していると推測しております。

今後とも引き続き、滞納発生後速やかに督促を行い、それを徹底するとともに、過年度滞納分につきましては、繰返し催告を行うなど、未収金の解消につなげていきたいと考えております。

高校教育課からは以上でございます。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の40ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や医療的ケア児等支援事業に係る文部科学省のインクルーシブ教育システム構築事業費補助等の国庫補助金でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

42ページをお願いいたします。

まず、教育指導費でございますが、これは、主に医療的ケア児等支援事業、発達障がい等支援事業、特別支援教育充実事業に係る経費でございます。

不用額を生じた理由の主な内容は、医療的ケア児等支援事業において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した検査キットの購入に係る経費の執行残等でございます。

次に、特別支援学校費でございますが、これは、令和3年度に開校しましたかもと稲田支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校の管理運営に係る費用のほか、移転により令和5年度から供用を開始しました松橋西支援学校高等部及び荒尾支援学校高等部の管理運営に係る経費でございます。

不用額の内容は、対象の支援学校の管理運営費の経費節減による執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いた

します。

附属資料8ページの令和5年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

特別支援学校寄宿舎食費継続支援事業でございますが、これは、特別支援学校寄宿舎において、原油価格、物価高騰による食材調達に係る費用の上昇に伴う舎食費の値上げに対し、保護者の負担軽減を図る経費であり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した2月補正事業であり、年度内の執行が困難となったため、繰越しを行ったものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。

○木山学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明をいたします。

お手元の監査結果指摘事項の1ページ及び2ページを御覧ください。

指摘事項は、「いじめ調査報告書(概要版)」について、マスクがない状態でホームページに掲載、個人情報漏えいしている。個人情報保護関連法令に基づき、組織的チェックを行うなど、個人情報の適切な管理を行うこと。」と「いじめ調査報告書について、マスクが特定の環境下で外せる状態でホームページに掲載し、個人情報漏えいしている。個人情報保護関連法令に基づき、組織的チェックを行うなど、個人情報の適切な管理を行うこと。」でございます。

1点目のいじめ調査報告書(概要版)については、令和2年5月に所管課から提供されましたマスクありとマスクなしの2種類のいじめ調査報告書(概要版)のうち、誤ってマスクなしの資料を教育委員会資料としてホームページに掲載され、令和5年8月8日にマスクがない概要版がホームページに掲載されていることが判明いたしました。

た。

2点目につきましては、令和5年8月2日、元東稜高校生徒のいじめ調査報告書について、マスキング部分が特定の環境下で外せる状態のままホームページに掲載されていることが判明しました。

対応状況といたしましては、両案件とも、判明しました同日付に直ちに掲載箇所のホームページ公開を停止し、代理人弁護士を通じて被害生徒及び保護者へ謝罪し、説明を行いました。

今後、このような案件が発生しないよう、個人情報に掲載されている資料については、マスキングをした文書を印刷した上でスキャンを行い、マスキングを外すことができない方法でデータを作成後、ホームページ等に掲載する際には、管理職を含め、複数の職員によるチェックを徹底し、適切な個人情報の管理に努めてまいります。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の44ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものといたしましては、スクールカウンセラー等配置事業費補助に係る国庫補助金でございます。

これは、いじめや不登校など悩みを抱える生徒や平成28年熊本地震発生に伴う児童生徒の心のケアに対応するため、専門的知識、技能を有する臨床心理士等の配置のために、国から交付される補助金でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

諸収入の雑入でございますが、不納欠損額はございません。

収入未済額といたしまして、300万7,000円を計上しております。

これは、スクールカウンセラー報酬等返還金に係るものであり、詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

46ページをお願いいたします。

まず、教育指導費でございますが、主なものといたしましては、スクールカウンセラー活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業に係る経費でございます。

これらは、いじめ、不登校の積極的予防と解消を図るため、学校における教育相談体制の充実や校内研修等の支援を行うものでございます。

不用額を生じた理由は、いじめ防止対策推進事業においては、調査報告書の費用等が見込みより少なかったことによる執行残とスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの旅費及び共済費等の執行残でございます。

また、不登校児童生徒の早期発見・早期支援事業及び心の健康観察推進事業においては、市町村からの申請数が少なかった等による執行残でございます。

次に、47ページをお願いいたします。

保健体育総務費でございますが、主なものといたしましては、日本スポーツ振興センター事業に係る経費でございます。

これは、学校管理下で児童生徒等の事故、災害が発生したときに、災害共済給付金を支払うものでございます。

不用額を生じた理由は、日本スポーツ振興センター事業においては、医療費等の支給額が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

また、学校安全総合支援事業においては、旅費等が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料9ページの令和5年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

心の健康観察推進事業でございますが、こ

これは、国の補正予算（経済対策）に伴う事業であり、国からの交付決定が令和6年度になったことにより、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

19ページの令和5年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3年間の推移の表を御覧ください。

左側の欄に記載のとおり、収入未済額は、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

右側の計の欄に記載のとおり、令和5年度末時点での収入未済額は300万7,000円となっております。3の収入未済額の状況のとおり、現在、分納による納付を行っているところでございます。

次に、4の令和5年度の未収金対策を御覧ください。

上段の経緯に記載のとおり、本件は、県が平成12年に任用いたしましたスクールカウンセラー1名が、資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時に遡って支払った報酬等の返還を求めているものでございます。

平成16年12月に返還が確定し、一時期は継続的に返還が行われておりましたが、当人が健康不良等により安定した仕事に就労できなくなったことなどから、返還が長期化しているところでございます。

下段の令和5年度の取組に記載のとおり、分納誓約書に基づき返還されているため、随時就労状況や健康状態を確認し、訪問、電話及び文書による督促を行ったところでございます。

今後も引き続き、電話等により本人の生活状況等を確認しながら、未収金の回収に努めてまいります。

学校安全・安心推進課は以上でございます。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の48ページから49ページの上段をお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、県営体育施設の使用料でございます。

次に、49ページ下段から51ページにかけての国庫支出金でございますが、主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や文部科学省及びスポーツ庁等の補助事業に係る歳入でございます。

なお、50ページの就学奨励費補助の6,000円及び全国中学校体育大会運営事業費補助の220万円の不納欠損額でございます。

これらは、平成29年度に発生させた国庫補助金に係る未収金を、令和5年度におきまして不納欠損処分をしたものであり、詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、52ページの諸収入でございますが、これは、熊本市からの熊本武道館管理運営に係る分担金及び公共施設予約システム運営に係る負担金や熊本県民総合運動公園及び藤崎台県営野球場に係るネーミングライツ命名権料のほか、スポーツ庁が民間に委託し、本県が再委託を受けた地域運動部活動推進事業に係る経費でございます。

なお、歳入につきましては、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

53ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費でございますが、これは、学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置や県立学校における健康診断に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、学校保健特別対策事業の換気対策整備分において、県立学校における備品購入に係る入札等に伴う執行残や、

県立学校における健康診断において、職員の人間ドック等受検等により、健康診断受検者が減ったことによる執行残でございます。

次に、54ページをお願いします。

体育振興費でございますが、これは、部活動指導員配置事業、子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業、総合型地域スポーツクラブ育成支援事業、くまもとワールドアスリート事業、国民体育大会に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、子供たちのスポーツ環境整備支援事業において、県立学校等における備品購入に係る入札等に伴う執行残や国民体育大会における大会参加減に伴う執行残でございます。

次に、55ページの体育施設費でございますが、これは、熊本県民総合運動公園や県立総合体育館等の県営体育施設の管理運営費や県営体育施設整備事業に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、県営体育施設の工事等の入札に伴う執行残や修繕費用等の執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料の10ページをお願いします。

令和5年度繰越事業調べをお願いします。

明許繰越しでございます。

子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業（経済対策）につきましては、国の経済対策による補正予算に伴う事業であり、年度内の執行が困難となったものでございます。

県営体育施設整備事業につきましては、藤崎台県営野球場の受変電設備、監視カメラの設備改修工事の発注に当たり、同施設のほかの工事との調整に日数を要し、年度内の執行が困難となったものでございます。

なお、いずれの事業につきましても、今年度中の完了を見込んでおります。

最後に、22ページをお願いいたします。

令和5年度不納欠損に関する調べでございます。

収入未済だった平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の6,000円及び平成29年度全国中学校体育大会運営事業費補助の220万円について、全額不納欠損処分をいたしました。

この2件の国庫補助金につきましては、備考欄に記載のとおり、公債権の非強制徴収公債権と整理されており、債権の消滅時効を交付確定日として起算し、令和5年4月に5年が経過しましたので、時効期間満了により債権が消滅いたしました。よって、令和5年8月31日に不納欠損処分を行ったものでございます。

体育保健課の説明は以上でございます。

○井手義務教育課長 義務教育課でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明いたします。

お手元の監査結果指摘事項の3ページを御覧ください。

指摘事項は、職員の交通事故についてですけれども、「私用中に司法処分が科された人身事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。」でございます。

これは、午後から年休を取った職員が私用車で帰宅中、交差点において赤信号で停車しておりましたが、青信号になったと誤認して車を発進させ、右側から走行してきた普通乗用車と衝突したものでございます。

職員にけがはありませんでしたが、相手方には2週間程度の加療を要する頸椎打撲等の傷害を負わせました。司法処分については、職員に罰金30万円の略式命令が出されております。

対応状況につきましては、本件事故後にも、交通事故防止の徹底について課員に呼び

かけ、注意喚起を図りました。

課におきましては、これまでも、毎年全員が研修を受講するとともに、交通事故防止について、機会を捉え注意喚起を行っておりますが、引き続き、交通安全運転の徹底の呼びかけを繰り返し行くとともに、全職員が自分事として研修を毎年受講するよう取り組んでまいります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

説明資料の56ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、主なものとしては、国庫負担金の公立学校施設整備費負担金でございます。

これは、令和6年4月に開校した県立ゆうあい中学校(夜間中学)の施設整備費に係る経費の国庫負担金でございます。

なお、歳入については、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

60ページをお願いいたします。

教育指導費の主な事業は、熊本県学力・学習状況調査等を実施する学力向上対策事業、それから、夜間中学整備事業、英語教育の充実に要する経費である英語検定チャレンジ事業、ALT活用促進事業、それから学級経営等に課題を抱える学校にアドバイザーを派遣する学級経営等支援事業でございます。

不用額の主な内容は、送迎用バスに子供の置き去り防止の安全装置を設置する市町村への補助を行う送迎用バス安全装置改修支援事業の事業実績減に伴う執行残でございます。

これは、小中学校については、安全装置措置の義務化対象外であり、設置を見送った市町村があったことによるものでございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料の11ページの令和5年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

夜間中学整備事業でございますが、ゆうあい中学校(夜間中学)の校舎整備と併せて実施する湧心館高校駐輪場新築工事において、両工事予定場所が近接しており、校舎整備後の発注としたことから、年度内の執行が困難となったため、令和5年度に計上していた駐輪場新築工事に係る予算について、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、湧心館高校駐輪場につきましては、令和6年9月に完成をしております。

義務教育課からは以上でございます。

○福永社会教育課長 社会教育課でございます。

まず、定期監査における指摘事項について説明いたします。

お手元の監査結果指摘事項の4ページを御覧ください。

指摘事項は、「私用中に司法処分が科された人身事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。」でございます。

この事故は、職員が出勤のため私用車を運転中、助手席から床に落ちたスマートフォンを拾おうとしたため、対向してきた自転車が斜めに道路を横切ったことに気づくのが遅れ、衝突したものです。

職員にけがはありませんでしたが、相手方は、症状固定までに約6か月間を要し、後遺症が残存する可能性のある重傷を負わせました。

司法処分については、今年3月に職員に罰金70万円の略式命令、行政処分としては、昨年10月に60日間の免許停止処分が出されました。なお、本件について、8月6日付で戒告の懲戒処分が行われております。

対応状況については、本件事故後にも、交通事故防止の徹底について課員に呼びかけ、注意喚起を図りました。

課においては、これまでも、毎年全員が研修を受講するとともに、交通事故防止について、機会を捉え注意喚起を行っておりますが、引き続き、交通安全運転の徹底の呼びかけを繰り返し行うとともに、全職員が自分事として研修を毎年受講するよう取り組んでまいります。

次に、歳入について説明をいたします。

説明資料の61ページをお願いします。

使用料及び手数料ですが、県立青少年の家の携帯電話基地局等の設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金ですが、主なものとして、地域学校協働活動推進員などの配置を実施する市町村への補助事業に係る地域連携教育支援活動促進事業費補助でございます。

予算現額と収入済額との差584万5,000円は、事業実績額の減によるものです。

62ページをお願いします。

2段目の財産収入ですが、主なものとしては、財産運用収入の土地貸付料で、これは熊本県青年会館敷地に係る土地貸付料でございます。

次に、一番下の段の寄附金ですが、ふるさとくまもと応援寄附金のこども図書館応援分でございます。

予算現額と収入済額との差4,665万8,000円は、2月補正以後に寄附を受け付けたものです。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について説明いたします。

64ページをお願いします。

社会教育総務費ですが、主なものとしては、家庭教育支援、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、青少年教育施設の管理運営に係る経費並びにこども図書館設置等に係る経費です。

不用額は、主に感染症拡大防止に伴う事業縮小及び入札に伴う執行残です。

図書館費ですが、熊本県立図書館及びくまもと文学・歴史館の管理運営等に係る経費です。

不用額は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について説明をいたします。

附属資料の12ページの令和5年度繰越事業調べをお願いします。

明許繰越してございます。

こども図書館設置準備事業ですが、これは、県立図書館のハートフルパス駐車場の舗装等に係る経費です。

繰越しの理由ですが、建物寄贈者等の建物工事に不測の日数を要したことから、駐車場舗装の計画的な工事発注等ができず、繰り越したものです。工事は、12月末までに完了する予定でございます。

社会教育課は以上です。

○角田人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の65ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、調定額64万9,000円、全額収入済みであります。

諸収入につきましては、項目は異なりますが、全て地域改善対策高等学校等奨学資金に係るものでございまして、8万9,000円の不納欠損を行い、2,109万8,000円が収入未済となっております。

未収金対策及び不納欠損の詳細につきましては、後ほど附属資料において御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

66ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費でございますが、人権教育を推進するための経費及び各種人権教育研修事業等に係る経費でございます。

次に、高等学校費の教育振興費でございま

すが、高等学校等進学奨励事業に係る経費でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、人権教育関係補助事業や教育促進事業に係る経費及び熊本市子ども人権フェスティバル事業に係る経費でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料の20ページ、令和5年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1の歳入決算の状況の備考欄に記載してありますように、この収入未済は、全て地域改善対策高等学校等奨学資金に係る未収金でございます。

まずは、地域改善対策高等学校等奨学資金の制度について御説明させていただきます。

この制度は、昭和44年の同和対策事業特別措置法に基づき、同和地区の子供たちを対象に、高校や大学等への就学支援として給付から始まった奨学資金制度でありまして、法律の改正に伴い、昭和58年度から段階的に貸与へと切り替わってきたものでございます。

平成17年度で貸与事業は終了しておりまして、県では、約2,000人に約28億円を貸与しており、現在は返還事務のみを行っているところでございます。

収入未済額につきましては、2の収入未済額の過去3か年の推移のとおり、年々減少してきております。

続いて、21ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況であります、右側合計欄に記載のとおり、奨学資金返還金の未納者と中途退学による返納金の未納者を合わせて101人となり、その原因別内訳は表のとおりでございます。

なお、その他につきましては、破産手続が完了となり免責許可が確定しております案件や消滅時効の援用が行われている案件ほかで、今後、保証人の調査や免責手続を含め、不納欠損処理を行う予定であります。

4の令和5年度の未収金対策であります、1の現年度分の取組としましては、関係市町村担当者に対し返還事務説明会を実施し、滞納発生後におきましては、未納者に対し督促状を発付するとともに、市町村担当者に声かけを依頼するなど、未納状態の早期解消に努めました。

過年度分の取組としましては、未収金特別対策として、県単独または関係市町村の担当者と合同で個別訪問を実施し、未納者世帯の生活状況等の把握と状況に応じた返還指導を行いました。また、夏と冬に、未納者に対して一斉催告書を送付し、納付または連絡を促しました。

未収金総額につきましては、前年度末、2,313万4,000円から2,109万8,000円となり、203万6,000円を縮減することができました。

今後も引き続き、個々の生活状況等を把握しながら、それぞれの状況に即した丁寧な対応で未収金の回収に努めてまいります。

次に、23ページ、令和5年度不納欠損に関する調べをお願いいたします。

この不納欠損も、地域改善対策高等学校等奨学資金の未収金に係るものであります。

本債権を含む債務について、奨学生が破産手続を行い、裁判所より免責許可が確定し、自主返納も納付も望めないことから、回収の見込みなしとして債権の放棄を行ったものでございます。

人権同和教育課は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

質疑はありませんか。

○池田和貴委員 すみません、体育保健課のちよつと歳入のことでお伺いをしたいんです

が、52ページ、雑入なんですけれども、これは、収入未済額との差が、1億5,000万の予算額に対して1億620万が減額と、約3分の2ぐらいが減額されているんですけれども、これはなぜこんなになったのか。ごめんなさい、ちょっと説明があったんだったら私の聞き逃しなんですけれども、教えてもらえますか。

○濱本体育保健課長 このネーミングライツの分につきましては、年間額が決まっております、藤崎台野球場のほうが1,000万円、県立総合運動公園のほうで2,500万円、これにつきましては予定どおりの収入でございますけれども、この地域運動部活動推進事業につきましては、これが、市町村のほうに調査を行いまして、市町村のほうから調査を行った予定で、やっぱりうちのほうでは実施ができないなどの調査との乖離があったものによるこの額の収入が、国からのが減ったというところでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。御説明いただいてありがとうございます。

私、何回か委員会でも、こういう場でも言っているんですけれども、やっぱり大きく異なるところって丁寧な説明が必要じゃないかと思うんですよ。例えば、学校現場でも、子供さんに計画をさせて、それが3分の1しかできなかったら、当然聞きますよね、なぜですかとか。子供たちにも多分説明を求めるんじゃないですか。そう考えると、こういう案件は、やっぱりしっかりと説明すべきだと私は思うんですよ。そうしないと、例えば、今言ったネーミングライツが、これが少なくなっているんじゃないかとか、いろいろこの中から変な想像にもつながっていくんだと思うんですね。ですから、もともと計画したのからこうやって大きく乖離したやつは、より丁寧に説明するようにこれはお願いした

いというふうに思っております。

これは、教育長、すみません、よろしくお願ひしますね。こういうのが、疑念からいろんなところに発展していく可能性になるんだと思うんですね。だから、ここはしっかりとやっていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

教育長、ございますか。

○白石教育長 申し訳ございません。今池田委員からもお話ありましたが、確かにちょっと資料だけ見ても分からない部分があったりしますし、幾ら以上というのはなかなか難しい部分がありますけれども、一応、極力そういった大きな差額がある分については、しっかりと説明をするように徹底したいと思います。申し訳ございませんでした。

○池田和貴委員 すみません。我々は、皆さん方の説明を受けて、いわゆる決算認定をするわけですから、そういった意味でも、計画とやっぱり大きく違うようなところというのは、しっかりと説明してもらわないと困るということでございますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩田智子委員 11ページ、12ページ、学校人事課なんですけれども、小学校から中学校、高校と、教職員の人件費等の執行残が相当あるということで、やっぱり教員の定員不足も関係しているんだろうと思いますけれども、この不用額というのはどうなるのか、すみません、基本的にちょっとそこが分からないので教えてください。

○清塘学校人事課長 ありがとうございます。

不用額というのは、先ほどもちょっと一部御説明はしましたけれども、この給与費につきましては、毎年、12月1日現在の時点で見込んだものをしております。それと、その翌年度、病気を含めた休職とか育児休業とか、そういったことに伴ってちょっと給与が一部変更になってこの残額になっているもので、教員不足から来るものというよりも、何というか、当初、皆さんフルで働くことを想定した予算取りの中から、一部育休とかで給与が一部削減されたりとか、そういった減額がこの不用額で出てきているものでございます。

○岩田智子委員 分かります。育休に入ったり休職されたりしたら、大体の方は臨時の方になりますから、ちょっと減るというかな、そういうのは分かるんですけれども、何か教育って、なかなか予算がいっぱいいろいろ来ないというか、教育予算に使える分がないんですけれども、不用額がこれだけ出るというのが、すごく何かいいのかなというふうに思ってしまうんですね。

まあ、定員不足というよりも、休職や育休とかいうような話ですけれども、やっぱり病休で、いろいろ話聞くと、代わりの先生が来なくて学校がてんやわんやしているというような状況もいろいろ聞いていましたので、去年、今年、まあ今年は今執行中ですが、これも、これがどうなるのかなというののもとても関心があるところです。

その不用額が、不用になったお金は、これは——基本、こっちに聞かなきゃいけないのかもしれないけれども、どうなるんですかね。その不用額は、戻す、何かその辺をちょっと。

○清塘学校人事課長 幾つか種類はあるんで

すけれども、例えば、国庫で3分の1負担があるものについては、その3分の1を戻して、残り3分の2については県の歳入に戻るという形になります。

先ほどもちょっと休職とかにクローズアップしてお話しさせていただきましたけれども、ここは退職金も結構影響しているところがありまして、見込んでいる退職者数よりも少ない場合は逆に欠損で出てきますので、そのプラスの部分とマイナス部分含めて、予定している額よりも少なく済んでいるというところもございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○本田雄三委員 義務教育課の56ページの国際文化交流促進費補助というところで、項目ありますけれども、これは、留学支援員ということは、教員が向こうに行かれることだろうと思うんですけれども、その補助ということで理解してよろしいでしょうか。

○井手義務教育課長 義務教育課でございます。

これは、留学支援員というのを任用しております。この分につきましては、採択決定が8月にずれ込んだことによって執行できずに、当初の見込みを下回ったものでございます。支援員というのを別途任用しているものでございます。

○本田雄三委員 じゃあ、教員の方じゃなくて、支援員という別な立場の方ですか。

○井手義務教育課長 はい。モンタナとの交流のところで任用された方を支援員として任用しています。

○本田雄三委員 分かりました。ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩田智子委員 監査の指摘事項なんですけれども、教職員の交通事故とか、2件今回ちょっと上がっていますけれども、教職員の場合だけですかね、こんなやって上がるのは。私用中のいろんな違反とか、まあ大きいからですかね。ちょっとその辺お聞きしたいと。

○天野監査監 監査委員事務局でございます。

監査のほうで指摘事項とさせていただいているものは、当然いろんな事故がありますがけれども、特に、今回、司法処分が下ったというところで指摘とさせていただいたものでございます。

○岩田智子委員 じゃあ、ほかの部局でも、こういう司法のところであった場合は出るということですね。分かりました。ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○岩田智子委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○松田三郎委員 すみません。遅れまして申し訳ございません。

すみません、説明を聞いてなくて質問するのも大変心苦しい限りでございますが、もしかしたらそういう話は出たかもしれません、学校人事課長にちょっとお尋ねしたいと。

いわゆる、さっきもちょっと出ましたが、教員不足の解消に向けて、我々もそうですが、県の教育委員会もいろいろ制度をつくったりとか、他県にも参考になるようなものが幾つかあるという話も聞いたりとか、熊本県教育委員会独自のいろいろ制度なり、運用を変えたりとか、法律なり限られた範囲でここ数年やっていたいただいているというのは評価をしたいと思いますが、時たま新聞とかに何名不足しているとかってショッキングな話も出ますし、採用試験もたしか、かつてからすると倍率もそう高くはないと。別に高くないから質が良くないと言うつもりはございません。

私、ちょっと確認でお伺いしたいのは、やっぱり県の教育委員会、出先も含めての中で、教員免許を持っていられる方が教育委員会に来て教育行政をいろいろやっていらっしゃる。これの割合というか、人数というのは分かりますか。

○清塘学校人事課長 今も学校事務で働いている人間で教員免許を持っているということ……。

○松田三郎委員 学校事務というよりも、要は学校の先生で、現場にいた人を教育委員会に採用するとかというケースが結構ありますよね。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

今の御質問については、教育委員会事務局の人員の中での教職員免許保有者あるいは指導主事等、要はもともと教員として働いている方の職員の割合という御質問だというふうに思いますので、教育庁人事の担当として私から答弁するんですが、すみません、ちょっと手元に厳密な人数の割合みたいなものが正直言ってございませんので、ちょっとまた

後ほど数字を御説明させていただきます。

教職員、大まかには、教育委員会事務局には、今出た教育行政あるいは学校事務という枠で採用しまして、いわゆる学校の事務職員と教育委員会事務局を往復する人事をする方、知事部局との交流人事で来ていただいている方、それと、今先生から御指摘あったような、もともと教員として働いていて教育委員会事務局で働いている方というのが大まかにございます。でも、課によって教員の方が多い課とそうではない課というのがございます。

また、教育委員会、出先あるいは地方機関、つまり教育事務所でもそれぞれ、そちらのほうには教育、いわゆる指導主事、教員出身の方のほうが多いかなと思いますけれども、そちらにもそれぞれの属性の方が勤務しております。

すみません、ちょっと細かい数字を今この場で持ち合わせておりませんので、また後ほど御説明させていただければと思います。

○松田三郎委員 おっしゃったように、課によって大分違う。義務教育課とかは結構多かったですかね。単純に、部外者から見ていて、教員が少ないんだったら、取りあえず教育委員会の事務局で教員免許を持っている方はまた現場に戻っていただいて、その分事務職で採用するとかですね。

これは、まあいろいろな事情もあるでしょうし、いやいや、別の意図があって現場の先生を一時期教育委員会事務局で教育行政に携わってもらっているんだと、まあ、我々分からない事情もあるのかもしれませんが、総数が増えるとお金がかかることになるかもしれませんが、単純に考えて、もしですよ、少ないんだったらそういう余力がないので言いませんけれども、ある程度の割合があるんだったら、そういうこともできるのかなと。まあ、長年の歴史を簡単に変えることは

できないかもしれませんが、そういう方向というのはどうなんですか。全くとんちんかんな話なんですか。

○清塘学校人事課長 ありがとうございます。

もちろん、教員不足のためにいろいろ我々やっている中で、例えば現場にいない先生をどう活用するかというところの御指摘は確かにあるかと思います。

ただ、今時点でどうこう、そこら辺まで含めて考えているかという、今のところ考えてないところもございますので、ちょっと今後、御指摘受けたところも含めて、例えば定年延長になっていますので、定年延長で学校現場をやらせている先生をできるだけ引き込むとか、いろいろな手はずがちょっとあるかと思いますので、ちょっとそこは今後検討課題ということで勉強させていただきたいと思っています。

○松田三郎委員 もちろん、それだけでというつもりじゃなくて、おっしゃるように、定年も延長になって、知事部局なんかよりも、60より先で残られるというのが、まあ、しやすい環境はあるのかなと。例えば、部長で役職定年になったら、知事部局はどのぐらい、課長補佐ですか。なかなかおったら迷惑——迷惑とは言いませんけれども、そういう風土があるところじゃないので、学校現場のほう希望する、残りやすいかなとは思う一方、実際、教育委員会事務局に来られている方に、もちろん全部私が取材したわけではございませんが、大体希望して来なはつとですか、自分は学校現場にずっといたい、という志で学校の先生になったって、で、ある日突然教育委員会にと、事務局にと、まあ、嫌ではおっしゃいませんけれども、自分は極力学校現場にいたかったけれどもと、じゃあ希望じゃないんですかって、大体県の

教育委員会を希望する人間はおらぬですよというぐらい言われる方、そして、1回来られると、やっぱり定期的にまたしばらく空いて2回目、3回目というような人事もあるように聞いておりますので、まあ希望じゃないならば、できるだけその先生の希望どおり現場にいらっしゃるようにするとかですね。どうしてもやむを得ない事情があるなら別ですけども、我々が知り得ない皆さんの業界内で何か別の理由があるのかなと思って質問しましたので、今課長おっしゃったように、ほかの仕組み等複合的にですね。

要は、教員不足がああいうふうに出ると、なかなか一人一人の教員にも負担が増えるわけでしょうし、保護者からも、あるいは県民からも何か非常に不安に思われることがあるのかなと、報道のされ方がと思いましたので、ちょっと意見として、あるいは質問として発言しました。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○池田和貴委員 すみません。教育長の冒頭のお言葉にもあったように、毎年、決算特別委員会では、未収金対策についてはずっとやってこられてきて、これは私が決算委員会に入るたびに必ずこの指摘が入っているんですね。今御説明をいただいて、皆さん方が御苦労されていることや、もう既に制度が終わっているやつをずっと追っかけていらっしゃるということがよく分かりました。今、制度が続いているやつは、現年度も増えてきたり、また減ったりとかということになっているということも分かりました。

これは、冒頭ありましたように、様々な事情はあるとしても、いわゆる公平性の観点から、法的措置を含めて適正な債権管理と徴収対策をやるということは、これは必要だというふうに思っているところなんですけれど

も、ただ、やっぱりこの債権回収って、あまりうれしい仕事じゃないんじゃないかなと思うんですね、やられている方も。

で、これで休日や夜間の電話催告や個別訪問とかというのが書いてあるんですが、これも御苦労なことだと思うんですね。できれば言いたくないことも言わんばいかぬでしょうしというのは御苦労も多いかと思うんですが、例えば、学校の先生は——これは、行政の方であれば、例えば休日出勤扱いにしたりとか残業扱いに、こういうことをやるのは残業扱いとかということはされるんですかね。学校の先生だったら、もしかしたら、まあ学校の先生が現場ですることはないのか。いわゆる残業代とかそういうのはないので、そういうのにはかからないのかもしれませんけれども、そこはこの休日や夜間の電話催告や個別訪問、これは、その辺は何かきちんと分けた上でやっていらっしゃるのかなと思うので、ちょっとそこを教えてもらっていいですか。

○白石教育長 未収金対策につきましては、いろいろ御意見ありがとうございます。

特に奨学金の未収金が多いんですけれども、先ほど課長のほうからもありましたけれども、督促率というか、収納率はほとんど上位クラスであるんですけれども、実際のその事務は事務職員が今行っておりまして、やはり、何ですかね、約束してても全然連絡してこぬとか、結構やっぱり悪質なケースがあるものですから、そういう場合には、やはり夜でも電話したり、おるときに電話したり、そういうことをしないとなかなかやはり、最終的には裁判とか差押えとかになるんですけれども、それに至る前にある程度本当は事務的に処理したいということで、こういった取組もやっているということではありますけれども。

○池田和貴委員 分かりました。本当に御苦勞されているんだろうなというふうに思います。

熊本県が徴収率上がっているということは、これはもう皆さん方が一生懸命やられた結果だというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、これは事務職員の方がやられているということで聞いておりますが、その辺やっぱり嫌な、嫌な仕事って言いづらいですけども、なかなか骨の折れる仕事だと思うので、ほかの決算委員会でもありましたけれども、第三者、こういうことをやっているところの活用も、人が少なくなったときには考えてもいいのかなというふうに思っております。もちろん、知事部局のほうでもいろいろその辺検討されていると思うので、そこも考えていただいたらいかがかなというふうに思っております。ここは私の意見です。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで教育委員会の審査を終ります。

これより、午後1時まで休憩します。

午前11時36分休憩

—————○—————

午後0時58分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、企業局及び病院局の審査を行います。

まず、執行部からの説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、企業局長から総括説明をお願いします。

深川企業局長。

○深川企業局長 企業局深川でございます。

日頃より公営企業の運営につきましては、先生方の御助言とアドバイスをいただき、大変ありがとうございます。

それでは、私のほうから概要説明のほうを着座にて御説明させていただきます。

まず、前年度の決算特別委員会報告における施策推進上改善または検討を要する事項等につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

個別事項として、報告第4の10、「工業用水道事業全体では長年赤字が続いているが、赤字の要因である有明及び八代の両工業用水道事業については、引き続き経営改善に努めるとともに、有明工業用水道事業の半導体関連産業用工業用水としての活用などについて、調査研究が進むよう体制整備を含めて取り組むこと。」という御指摘がございました。

有明及び八代工業用水道におきましては、引き続き、コンセッション運営事業者であるウォーターサークルくまもと株式会社や県企業誘致部門、地元市町と連携し、工業用水の需要拡大に努めてまいります。

特に、有明工業用水道では、半導体関連企業への新規工業用水道事業に着手したところであり、経営改善はもちろんのこと、熊本の宝である地下水保全にも貢献できるようしっかり取り組んでまいります。

それでは、令和5年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

総収益39億9,500万円余に対しまして、総費用は19億6,600万円余で、差引き20億2,900万円余の純利益となっております。

令和4年度中にリニューアルを終えた緑川の第一及び第二発電所が、令和5年度は通年で発電を行ったことによる営業収益の増が主

な理由です。

次に、工業用水道事業会計でございます。

工業用水道事業の3事業合計で、総収益9億4,900万円余に対し、総費用は11億5,600万円余で、差引き2億600万円余の純損失となっております。

施設別では、苓北工業用水道では純利益を確保しましたが、有明、八代の両工業用水道につきましては純損失を計上しております。

有明、八代の両工業用水道においては、コンセッション運営事業者による民間のノウハウを生かした効率的な運営に努めるとともに、半導体関連企業など、新規給水先の開拓を図ってまいります。

最後に、有料駐車場事業会計でございますが、総収益1億1,200万円余に対し、総費用は2,700万円余で、差引き8,400万円余の純利益となっております。

コロナ禍で落ち込んだ利用台数もコロナ禍前と同水準まで回復しており、指定管理者との連携の下、利便性の向上と積極的な広報等を通じて、さらなる利用推進に努めてまいります。

以上が決算の概要ですが、詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 それでは、お手元の白色の表紙で、令和5年度決算審査意見書と書いてありますものをお願いいたします。

1ページをお願いします。

下段の第2、審査の結果ですが、決算諸表は、3事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

2ページをお願いいたします。

ここから事業ごとの経営状況を記載しておりますが、企業局の説明と重複いたしますので割愛させていただき、申し訳ございませんが、飛びまして26ページをお願いいたします。

決算審査意見のまず1、電気事業会計です。

令和5年度決算は、先ほどもありましたが、20億2,900万円余の純利益となっております。

これは、令和4年度に緑川第一・第二発電所のリニューアル工事が完了し、FIT適用分として通年で安定した発電を行うことができたことにより、電力料金収入が大幅に増加したことが主な要因です。

また、知事部局の取組支援のため、内部留保資金から一般会計に5億円が繰り出されております。

今後、施設更新に伴い多額の企業債の償還が続くことから、引き続き、施設の安定稼働による収入確保にしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

次に、2、工業用水道事業についてです。

令和5年度決算は、2億600万円余の純損失となっております。竜門ダム関係の負担が大きく影響しております。

工業用水道事業全体での累積欠損金は55億3,000万円余となっており、非常に厳しい状況にあります。

有明、八代の工業用水道事業では、多くの未利用水を抱えており、収支改善を図るため、次のページ上段になりますが、各地域の企業集積等の状況を踏まえ、工業用水の需要拡大に対応した取組を積極的に進めていただきたいと考えております。

また、コンセッション方式による効率的な運営や業務改善を進めながら、安定した事業経営を行うことが求められます。

次に、3、有料駐車場事業会計です。

令和5年度決算でも、純利益8,400万円余

を確保するなど、良好な経営状況を保っており、内部留保資金から一般会計へ5,000万円が繰り出されております。

コロナの影響で減少していた利用台数も、コロナ禍前とほぼ同水準まで回復してきております。

今後も、指定管理者による民間ノウハウを生かした管理運営、サービス提供により、県民、観光客が利用しやすい駐車場の運営に努めていただきたいと考えています。

最後に、全般的事項として2点申し上げます。

1点目は、引き続き、第5期経営基本計画を確実に推進するとともに、将来にわたる経営安定化に向けた対策を講じていく必要があると考えており、特に工業用水道事業会計については、関係部局、市町と連携しながら、集積が進む半導体関連企業等への新規給水等に向けた取組を進め、さらなる経営改善につなげていただきたいと考えています。

次に、2点目として、電気事業会計、有料駐車場事業会計についても、経営の安定化を図りつつ、引き続き、県政貢献に取り組まるとともに、発電所、ダム等の所在市町村への地域貢献にも取り組まれることを期待しております。

以上が決算審査の意見の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 それでは、御説明いたします。

まず、定期監査の結果につきましては、企業局の指摘事項はございません。

次に、監査委員からありました決算審査意見に対する今後の対応等について御説明いたしますが、先ほど企業局長が御説明しました内容と重複する点は省略させていただきます

す。

では、決算審査意見書の26ページをお願いいたします。

まず、第3、審査意見の電気事業会計でございますが、局長から説明がありましたとおり、平成28年度以来となる純利益を計上したところであり、今後も電力料収入を最大限に確保するため、効率的なメンテナンスや工事の実施など、発電所の適切な維持管理を通して安定的な事業経営に努めてまいります。

次に、工業用水道事業会計ですが、有明及び八代工業用水道事業の未利用水の有効活用について、引き続き、コンセッション運営事業者であるウォーターサークルくまもと株式会社、県企業立地課及び地元市町とともに、半導体関連企業への給水も含め、工業用水の需要拡大に取り組んでまいります。

また、運営事業者に対するモニタリングも引き続き実施し、コンセッション方式の効果を検証しながら、さらなる経費の縮減など効率的な運営を図ってまいります。

次に、27ページの有料駐車場事業会計でございます。

コロナ禍により減少しました利用台数は、コロナ禍前とほぼ同水準まで回復したところであり、今後も引き続き、民間のノウハウを生かした利用者サービスの向上を通じて利用台数のさらなる増加に努め、安定収入の確保や町なかのにぎわいづくり等に貢献してまいります。

県営駐車場では、障害者専用駐車スペース等を確保しているところでございますが、本年7月からは障害者割引制度を導入いたしました。多くの障害者の方々に御利用いただけるよう、周知に努めてまいります。

最後に、4、全般的事項でございますが、第5期経営基本計画に掲げた事業を確実に推進し、半導体関連企業等への新規工業用水給水等に向けた取組や県一般会計への繰出しによる年間5.5億円の県政貢献、関係市町村に

対する地域貢献につきましても、引き続き取り組んでまいります。

決算審査意見については以上でございます。

次に、決算概要につきまして、お手元の令和6年度決算特別委員会説明資料にて御説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

企業局の概要でございます。

設置の根拠、沿革、現在の取組事業を記載しております。

(4)組織図にありますとおり、局内の総職員数は、現時点で58人です。

2ページをお願いいたします。

令和5年度の各事業の状況です。

まず、(1)電気事業でございます。

上段の表、売電の実績を御覧ください。

令和5年度における総供給電力量は、前年度比約70%増の約1億7,000万キロワットアワー、電力料収入は、前年度比約2倍の39億6,700万円余となっております。

一般的に降水量に恵まれたことに加え、令和4年度にリニューアル工事を終えた緑川の2つの発電所が、令和5年度は、F I T適用の下、通年で稼動したことが主な要因でございます。

次に、①経営状況でございます。

公営事業会計におきましては、各年度の損益を示す収益的収支と建設改良工事など投下資本の増減を示す資本的収支に分けて経理しております。

収益的収支関係としまして、ア、収益的収支、3ページのイ、利益剰余金関係及びウ、積立金関係について御説明いたします。

まず、アの収益的収支の表の令和5年度欄の最下段を御覧ください。

リニューアル工事の効果等により、20億2,900万円余の純利益を計上しております。

3ページをお願いいたします。

イ、利益剰余金または欠損金の状況でござ

います。

令和4年度からの繰越欠損金を解消した上で、17億5,200万円余の利益剰余金を計上しております。

ウ、積立金、留保資金残高一覧でございます。

表の最下段、合計欄にございますとおり、利益剰余金等を合わせました内部留保資金は28億5,700万円余でございます。

次に、エ、資本的収支でございます。

表の令和5年度欄の最下段にありますとおり、11億3,900万円余の不足となっております。

緑川発電所のリニューアル工事の完了に伴い、企業債収入、建設改良費支出のいずれも減となりましたが、建設改良費の減額が大きかったことから、前年度に比べて不足額は縮小しております。

なお、支出の他会計への繰出金でございますが、主にF I T適用による収入増の県政還元策としての一般会計への繰り出しでございます。2億3,510万円余の減となっておりますが、一般会計への繰り出し5億円に変更はございません。

4ページをお願いいたします。

参考、今後の収支見通しでございます。

F I T適用による売電単価の引上げに伴い、今後20年間にわたり、年間30億円超の収入増が見込まれることから、当面の事業経営は安定的に推移するものと見込んでおります。

5ページ、(2)工業用水道事業をお願いいたします。

昭和50年代に有明、八代、平成5年に苓北の各工業用水道事業を開始しておりますが、令和3年度から、有明と八代におきまして、経営改善策の一環として、民間企業に20年間の工業用水道の運営権を与え、その間、民間のノウハウを生かした運営をしていただくコンセッション方式を導入しているところでござ

ざいます。

工業用水の利用状況でございます。

令和6年3月31日現在、表にございますとおり、給水能力と契約水量の比である契約率は、有明で50%を下回っている状況でございます。八代におきましても、昨年度は38%と50%を下回っておりましたが、バイオマス発電所への給水開始により大きく改善したところでございます。有明では、多額の竜門ダム関連経費の負担もあり、コンセッション方式導入など経費節減に努めているものの、厳しい経営状況が続いております。

引き続き、コンセッション運営事業者とともに事業拡大に取り組むとともに、有明工業用水道につきましても、半導体関連企業への工業用水供給に向けた取組に着手しております。こちらにつきましても、後ほど御説明させていただきます。

次に、①経営状況でございます。

ア、収益的収支の表、令和5年度欄の最下段にありますとおり、2億600万円余の純損失を計上しております。昨年度比で約5,000万円の損失額増となっておりますが、有明における半導体企業に向けた新規工業用水道事業の可能性調査業務委託費が主な要因でございます。

なお、支出の特別損失は、令和4年度決算における計上誤りの修正に伴うものでございます。

苓北町との共同管理となる都呂々ダムの修繕費につきましては、苓北町負担分を当局が受託管理収益として受け入れておりますが、当該額が誤って過大に計上されていたことが決算後に判明したため、修正損として計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。

イ、利益剰余金または欠損金の状況を御覧ください。

表の一番右合計欄にありますとおり、令和4年度からの繰越欠損金53億2,400万円余に

令和5年度の純損失2億600万円余を合わせました55億3,000万円余が、令和5年度末での未処理欠損金となります。

ウ、資本的収支でございます。

表の最下段にありますとおり、3億4,600万円余の超過となっております。

八代における建設改良工事に伴う企業債収入や有明の新規工業用水道に伴う国補助金収入の増が主な要因でございます。

次に、参考、新規工業用水道事業の進捗状況についてでございます。

まず、7ページ上段の整備イメージでございます。

有明工業用水道は、菊池川下流の白石頭首工で取水しておりますが、新規工業用水道は、その上流、菊池川支流の迫間川にあります竜門ダムから農業用パイプラインを活用して、菊陽町周辺の半導体企業へ給水する予定でございます。

次に、7ページ下段の整備内容等でございます。

左の表を御覧ください。

事業費は、国費約60億円を含む約150億円、給水開始は、令和9年度中を目標、主な施設は、浄水場、配水池及び管路でございます。

供給水量は、日量最大1万2,000立米程度でございますが、農業用パイプラインとの調整の関係上、当面は日量6,000立米の送水から始め、段階的に最大量まで引き上げる予定としております。

なお、供給水量につきましては、水利権者の国交省と協議中であり、水源変更の許可をもって正式に確定することとなります。

5、給水単価につきましては、現時点で未定でございます。

右側の地図に、各施設の位置関係をお示しております。

地図中、右上の農業用パイプライン、3号ファームポンドから取水し、ピンクの矢印に

沿って農道、国道、町道等に管路を敷設し、企業に給水する予定でございます。現在、配管ルート沿線のうち、右上の緑色のエリアにおいて浄水場候補地を選定中でございます。

8ページでございますが、各施設の整備スケジュールでございます。

今年3月に農業用パイプラインの使用合意に至り、8月には浄水場建設等に係る基本設計に着手したところでございます。

下の表を御覧ください。

浄水場用地につきましては、今後、用地買収地を決定の上、本年度内に地権者と契約、来年度中頃までの土地引渡しを目指しております。

また、浄水場及び管路の整備につきましては、来年度実施の詳細設計後、令和9年度中の給水開始に向けて工事を進めていく予定としております。

次に、9ページをお願いいたします。

(3)有料駐車場事業でございます。

有料駐車場事業につきましては、東京に本社がございます日本パーキング株式会社と熊本の地場企業による企業グループが指定管理者として運営を行っております。

利用台数でございますが、表中上段が熊本市中心部にある県営有料駐車場でございます。

令和5年度の普通駐車台数は、年間約20万台でございます。資料にはございませんが、コロナ禍前の年間約22万台の利用に対し、令和2年度以降は約15万台程度で推移していましたが、コロナ禍前の水準まで着実に回復してまいりました。

下段の第二駐車場は、以前の局長庁舎等の敷地を活用したのですが、いわゆる月ぎめでの利用となっております。

次に、①経営状況でございます。

ア、収益的収支の表の令和5年度欄の最下段を御覧ください。

令和5年度は、8,400万円余の純利益を計

上しております。表中、営業費用の主な増減理由等にありますとおり、減価償却費が減となったことが主な要因でございます。

営業収益の大半を占める指定管理者からの納付金につきましては、企業局との協定に基づき、年度ごとに定められた一定の額を基本納付金として指定管理者が納付することになっております。

10ページをお願いいたします。

利益剰余金または欠損金の状況と、ウ、積立金、留保資金残高一覧を御覧ください。

各表の最下段でございますとおり、令和5年度の未処分利益剰余金は8,400万円余、内部留保資金は合計7億8,200万円余でございます。

エの資本的収支でございますが、管制装置改修に伴い、資本的収入、支出が昨年度から皆増となっております。一般会計への繰出金5,000万円と合わせまして、不足する額につきましては内部留保資金を充当しているところでございます。

以上が令和5年度決算の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、病院局について、病院事業管理者から総括説明をお願いいたします。

平井病院事業管理者。

○平井病院事業管理者 病院局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

令和5年度決算の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において御指摘のございました施策推進上改善または検討を要する事項等につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

病院局に対しましては、「次期第4次中期経営計画については、病院で働く方々の勤務環境に配慮するとともに、新型コロナウイルス

ス感染症への対応の経験を十分生かし策定すること。」との御指摘をいただいております。

この御指摘を踏まえまして、今年3月に策定いたしました第4次中期経営計画では、働き方改革への対応による職員の勤務環境の改善、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組という項目も掲げ、病院運営を進めていくこととしております。

なお、新興感染症対策につきましては、今年5月に県と当センターとの間で感染症法に基づく医療措置協定を締結し、今年度中には必要な病室の改修工事を終える予定でございます。

次に、当センターの運営状況について御説明いたします。

当センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で都道府県に設置が義務づけられております精神科病院として、民間では対応が困難な患者の受入れや薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行うセーフティーネットとしての役割を担うとともに、政策的・先導的医療として、患者の地域移行支援や児童・思春期医療などに重点的に取り組んでおります。

さらに、新型コロナウイルス感染症につきましても、重点医療機関として、これまで200人を超える精神疾患を有する患者を受け入れてまいりました。

以上のような運営状況でございまして、数値的には、令和5年度の入院患者数は1日平均70名程度、外来患者数は80名程度で推移しております。

次に、令和5年度の決算につきまして、概略を御説明いたします。

総収益16億3,000万円余に対しまして、総費用14億8,000万円余でございます。総収益から総費用を差し引いた当期純利益は1億4,000万円余となっております。

これは、患者数の減少によりまして医業収

益が悪化したものの、新型コロナウイルス感染症専用病床確保に伴う補助金受入れがあり、当期純利益は黒字を確保することができたというものでございます。

現在、第4次中期経営計画に基づき、まずは、令和8年度までの3年間で新型コロナ流行前の令和元年度の経営水準に戻すよう、医師確保を含め、各種取組を進めております。

今後とも、県立病院として求められる役割をしっかりと果たすとともに、収益の確保も図りながら安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算の概要でございます。

詳細につきましては、後ほど総務経営課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 それでは、お手元のピンク色の表紙の冊子、令和5年度決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

中段の第2、審査の結果ですが、決算諸表は、経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、経営の状況について記載しておりますが、病院局の説明と重複いたしますので割愛させていただきまして、飛びますが、10ページをお願いいたします。

決算審査意見を御説明いたします。

第3、審査意見ですが、4点ございます。

まず、総括的な事項として、(1)新たに策定した第4次中期経営計画の着実な実施についてです。

第3次計画最終年度の令和5年度は、5月に新型コロナが5類に移行したものの、前年度に引き続き、病床利用率や外来患者数等の

実績が目標値を下回っています。今年3月に策定された第4次中期経営計画に沿った取組を着実に実施し、運営体制の強化等を図る必要がございます。

次に、(2)医師の確保等についてです。

病院局も御苦労されておりますが、県立の精神科医療機関として安定的な医療体制を確立するため、医師確保が喫緊の課題です。引き続き、知事部局との連携を強化しながら、熊本大学等への働きかけをはじめ、様々なネットワークを生かし、医師確保にさらに積極的に努めていただきたいと考えております。

次に、(3)利用者ニーズに対応した医療等の展開ですが、引き続き、デイケア等の通所サービスの拡充や地域生活支援の充実、児童・思春期医療の推進等に努めていただきたいと考えております。

最後に、(4)県立精神科病院としての地域への貢献についてです。

センターが有する諸資源を活用し、精神科医療を支える人材の育成など、地域への貢献に積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

以上が決算審査意見の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○米田総務経営課長 本年度の定期監査における指摘事項についてはございませんでした。

続きまして、監査委員からありました決算審査意見に対する今後の対応等について御説明いたします。

先ほどのピンク色の決算審査意見書の10ページをお願いいたします。

1つ目は、新たに策定しました第4次中期経営計画の着実な実施についてでございます。

第3次中期経営計画の最終年度となる令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより減少した患者数は回復せず、病床利用率や外来患者数等の目標を下回っております。

新たに策定しました第4次中期経営計画では、令和6年度から8年度までの3年間でコロナ前の令和元年度の経営水準まで戻すことを目標としまして、当該計画に沿った取組を着実に実施し、運営体制の強化等を図ってまいります。

2つ目は、医師の確保等についてでございます。

現在は、常勤1名、非常勤11名の医師で診療体制を整えておりますが、今後も、知事部局と連携し、熊本大学などの関係機関への働きかけを継続して行うとともに、九州私立医大等を訪問しまして医師確保の働きかけを積極的に行ってまいります。

3つ目は、利用者ニーズに対応した医療等の展開についてでございます。

当センターでは、精神疾患のあるコロナ患者の入院受入れを積極的に進めてまいりましたが、今後も新興感染症対策の医療措置機関としての役目を果たしてまいります。

また、児童・思春期医療の推進として、ひきこもり外来や思春期デイケア等に取り組み、患者の社会復帰や地域生活を支援するなど、利用者ニーズに対応した医療を展開してまいります。

4つ目は、県立精神科病院としての地域への貢献についてでございます。

県立の精神科病院として、引き続き、セーフティーネットの機能充実を図り、県内精神科研修会への職員の講師派遣や看護実習の受入れなど、当センターが有する諸資源を活用し、精神科医療を支える人材の育成など、地域への貢献に取り組んでまいります。

以上でございます。

続きまして、令和5年度の決算状況につい

て御説明いたします。

お手元の令和6年度決算特別委員会資料（病院局関係）をお願いいたします。

資料1ページ、1、病院の概要ですが、(1)病院の沿革について、開設、病床数、設置根拠等を記載しております。

(2)組織図にございますが、病院局の職員数は94人となっております。

(3)病棟構成については、表にありますとおり、3つの病棟を稼働させております。

次の2ページをお願いいたします。

令和5年度の状況について御説明申し上げます。

まず、当センターの大きな役目でもございますセーフティーネット機能の維持、充実についてでございます。

表には、措置入院の患者数や医療面で高度な専門性を要する入院患者数、他病院からの受入れ数を掲載しております。

表の右側、前年度増減の欄をお願いいたします。

表の上から2番目の医療面で高度な専門性を要する入院患者数は、コロナに罹患した入院患者数の減に伴いまして、月平均3.6名ほど減少しております。

また、表上から4番目、二次救急輪番の対応件数は、コロナ患者の受入れ対応が減少したことによりまして、輪番の回数が増加していることから、対応件数も年間8件増加しております。

3ページをお願いいたします。

政策的・先導的医療の展開についてでございます。

(1)政策的医療の展開については、患者の地域での社会生活に向けた地域生活支援の充実を図っております。

①ですが、平成26年度に地域生活支援室を設置し、多職種の医療スタッフと連携しながら、きめ細やかな訪問支援や相談を行っております。

具体的には、②の活動状況のとおり、退院後の社会生活に不安を抱える患者様に対し、日常生活の支援や金銭、服薬管理等の支援を行っております。安心して地域生活を送っていただくため、退院後も適切な支援の継続が必要と考えております。

中央の表の一番下の欄、訪問支援延べ人数の推移をお願いいたします。

令和元年度及び令和2年度の訪問支援件数は、コロナ対策として訪問を控えておりましたため、1,300人程度となっております。令和5年度は、コロナの5類移行後、訪問件数が徐々に増え、1,678名となっております。

次に、(2)先導的医療の展開についてですが、①の思春期の外来の表をお願いします。

令和4年度は1,874名でございましたが、令和5年度は、医師の数の減少が影響し、全体として下がっております。

次に、4ページをお願いいたします。

3、入院、外来の状況についてでございます。

アの入院ですが、令和4年度、コロナ対応のため、年間を通じて2病棟体制としたことなどが影響し減少しており、現在もコロナ前の水準まで戻っておらず、入院患者数、収益とも減少しております。

表をお願いいたします。

表の右側に前年度増減欄がございますが、入院患者延べ人数は3,003人の減少、入院収益は6,000万余の減少でございます。

その下の棒グラフは、左が入院患者数、右が入院収益の過去5年間の推移を表しております。患者数は減少しており、これに伴い収益も減少しております。

次に、イの外来の状況をお願いいたします。

医師の退職等に伴いまして、外来患者数及び収益は、前年度から減少しております。表の右側の前年度増減のとおり、外来延べ人数は2,376人の減少、外来収益も1,400万円余減

少しております。

その下の棒グラフでございますが、コロナ拡大の影響等で、患者数、収益とも年々減少しております。

次の5ページをお願いいたします。

主な医療スタッフの状況でございます。

平成30年度から令和6年度までの常勤、非常勤、常勤換算の職員数を表でまとめております。

医師を除く職員数はおおむね横ばいですが、医師については、平成30年度をピークに年々減少傾向にあり、今年度は、常勤医1名、常勤換算では6.3人となっており、常勤医師の確保が喫緊の課題でございます。

次に、5、長寿命化の推進でございます。

平成9年の改築後25年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおります。この中で、空調設備及び照明設備について、令和3年度から4年度にかけて大規模改修工事を実施しております。残りの施設については、昨年度、建築物保全計画を策定し、長寿命化を図ることとしております。

次に、6ページをお願いします。

6、経営状況でございます。

ア、当期純利益は、前年度に引き続き黒字となっております。

表をお願いします。

総収益は、前年度比4億4,900万余減少しましたが、これは、コロナの入院病床確保に係る補助金が令和5年9月で終了したことにより、約4億円の医業外収益が減少したことが主な要因でございます。

総費用については、退職給付引当金等の減少により前年比9,200万円余の減少、結果、令和5年度の当期純利益は1億4,200万余の黒字となっております。

イ、一般会計からの繰入れについては、医業を柱とする収益的収入について、国の繰り出し基準に従い算定した額の8億6,900万円余を県の一般会計から繰り入れております。

また、資本的収入につきましては、平成23年度から、国の繰り出し基準を用いず、一般会計からの繰入れを受け入れないため、繰入金はゼロでございましたが、令和3年度から受入れを再開しております。令和5年度は、企業債償還金に当たる分として、2億3,700万余を県の一般会計から繰り入れております。

次の7、経営目標の達成状況については、下の表をお願いいたします。

表の左側に、一般の精神病床利用率、児童・思春期専用の病床利用率、1日の外来患者数等の経営目標を5項目挙げております。

表の右から3番目の第3次中期経営計画目標値とその右の令和5年度実績値を比較したのが、一番右の経営目標達成率でございます。全体的にコロナの影響等により患者数が回復せず、一般精神病床利用率の達成率は59.3%、外来患者数の達成率が73.4%となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

令和5年度の決算状況について、棒グラフで御説明いたします。

なお、詳細につきましては、最終8ページに科目ごとの決算額を記載しております。

7ページの左棒グラフが収益、右棒グラフが費用でございます。

左の棒グラフの上から、入院収益が3億9,600万円、その下の外来収益が1億2,900万円、その下の一般会計負担金は8億6,900万円でございます。また、一番下のその他としまして2億3,600万円でございますが、これは、コロナの入院病床確保の補助金1億8,400万円が含まれております。総収益合計は16億3,000万円でございます。

右の棒グラフは費用でございます。

給与費が9億1,900万円、以下、材料費、減価償却費等となっております。総費用は14億8,700万円でございます。この結果、総収益が総費用を上回っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

質疑はありませんか。

○竹崎和虎委員 御説明ありがとうございます。

企業局さんになるんですけれども、電気事業会計についてお尋ねしたいと思います。

深川局長さんの決算概要説明の中で、電気事業会計について、20億円超の純利益があったという御説明がありました。

で、決算審査意見書の26ページになりますが、決算意見の中で、この利益の中から知事部局が取り組む各種政策への支援を行うため、一般会計へ5億円の繰り出しがあつておるといふところなんですけれども、緑川水系における水産資源の管理であつたりとか、また、河川環境の保全であつたり、森林保全であつたり、こういった部門にも出ているんですか、その5億円の中身ですよ。分かれば教えていただきたいと思います。

○馬場総務経営課長 県政貢献ということで、電気事業のほうから一般会計のほうに繰り出しをさせていただいております。

委員御質問の今の内容からいたしますと、今現在適用されている使い道として、緑川周辺のところはなかったかと思ひます。こちらが、企業局から一般会計のほうに繰り出しまして、財政課のほうでその使い道は決定されるということもございまして、今現在一番金額が多いのは、令和2年の豪雨災害で不通になっております肥薩線の関係で、通学困難になっている学生さん方の代替バスですとか代

替タクシー、あるいはあとダム管理に支障になります堆積土砂の撤去等に今、まあそのほかにも環境保全の推進ですとかございますけれども、委員御指摘の事業については、今のところ適用はなかったかと考えております。

○竹崎和虎委員 説明資料のほうの4ページ、今後の収支見通しの中で、今後も年間30億円超の収入増が見込まれるということでもありますので、ダムによって緑川水系もいろいろ影響が、まあ大なり小なりですが、あつとるやに伺つておるところでもあります。

水産資源の管理とかも含めて、地元でもいろいろ取組をなされていると伺つていふところですので、そういった——この決算の場でお願ひするのもあるんですけども、そういったところでも使つていただければなと思つていふところでもありますので、別の場でそういったお願ひはしていこうと思ひますが、しっかりとこの事業にも今後も取り組んでいただければと思ひます。

○深川企業局長 深川でございます。少し補足させていただきます。

私どものほうで、県政への貢献ということで、一般会計への繰り出し5億円ほどさせていただいております。

これは、令和元年から始めておりまして、約10年間で50億円程度繰り出す予定ということにしております。

今後、この50億円につきましては、当然、我々、その発電、水の恵みということもございまして、稚魚放流を含めた、そういういろんな補助金等に活用していただくよう、財政局のほうには申し伝えていきたいというふうを考えております。

あわせて、先ほど水の恵みという言葉を使わせていただきましたが、私ども、発電所がある市町に対しましては、水の恵み交付金と

いうものを別途交付させていただいております。

昨年度の実績では、美里町のほうに4,000万交付しておりますので、しかも、その4,000万については、基本使い道は御自由にということをお願いしておりますので、美里町のほうにもそういう御趣旨を踏まえた活用をお願いしていくということもあろうかと思えますので、こちらのほうは参考までに御報告させていただきます。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 ぜひ財政当局のほうにも内部のほうからお声かけをいただければと思いますし、私からも伝えていきたいと思えます。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○池田和貴委員 企業局長の最初のお話もあったように、これは以前から工業用水事業全体は長年赤字が続いていて、赤字の要因である有明海及び八代海の両工業用水事業については、引き続き経営改善に努めるとともに、有明工業用水事業の半導体関連にも努めてくださいというのは、これは長年の、毎年の多分決算でも、我々議会のほうから指摘があったというふうに思っております。

やはりこれは続けていただくことが肝要かと思うんですが、今日のお話にもあったように、コンセッション方式でやったことによることかどうかは、ちょっとごめん、説明の中で私は聞き損じたところもあったんですけども、八代工業用水のほうでは、バイオマス発電用への新たな利用が決まったり、また、今後は、いわゆるTSMCをはじめとする半導体事業用にこの工業用水を活用する案というのがあって、将来の、今までやってきた長年の財政的な負担が、これは減っていく可能

性を非常に秘めているというふうに思っております。

その中で、ちょっと聞きたいのは、八代工業用水については、たしか天草のほうに水道事業として活用していただいている分があるんだと思うんですね。こども、多分管路とかも、もしかしたら今後入替えとかそういうのも出てくるんじゃないかというふうに思っているんですけども、ただ、当然経費のかかった分だけ価格を上げるということは、これは大事なことだと思うんですが、ただでさえ水道料金が日本全国でも有数な高さまでいっているんで、ここは、地元も踏まえて、ちょっとどうするかというのは検討事項に値するのかなと思っているんですけども、このことも考えながら、今後、この水道事業会計をどう考えているのか、すみません、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

○馬場総務経営課長 ただいま池田委員からお話のありましたとおり、平成10年に上天草・宇城水道企業団のほうに水利権を転用したというところでございます。それからもうかなり年数もたっております。

今現在、企業団さんと、今後、老朽化している部分もございまして、施設関係の協議を進めているところでもございまして、その結果ちょっと料金がどう変わるかということまではちょっと今承知しておりませんが、そういったところも含めまして企業団さんと情報を交換してまいりたいと思っております。

○池田和貴委員 すみません。長年、我々議会のほうからも、この工業用水道会計事業には改善を求めてきたという経緯もありますので、そこも踏まえながらも、いろんな知恵を出して、ある程度の適正な水準を維持することができれば大変ありがたいなというふうに

思っておりますので、そこは要望とさせていただきますと思います。よろしく願います。

委員長、すみません。引き続きですが。

○内野幸喜委員長 はい。よろしいです。

○池田和貴委員 すみません。監査委員のほうから審査の結果について御報告いただいて、これは最初の資料に、両会計とも、審査の結果に経営成績及び財政状態はおおむね適正に表示しているものと認められたと書いてあるんですね。これは、適正にじゃ駄目なのかなと思う。おおむねってことは、何かあるんですかね。というのがちょっと私の素朴な疑問だったので、なぜおおむねになっているのかなと思ったんですね。

○石井監査監 監査委員事務局ですけれども、おおむね適正といいますのは、私たちが監査する範囲内で、見た範囲内で適正だったということもございます。全体が見れてたら全て適正ということと言えますけれども、私たちがいろいろ監査とか見た限りにおいては適正というところで、こういった表現を使わせていただいているところでございます。

以上です。

○池田和貴委員 そういう意味だったんですね。分かりました。ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩田智子委員 病院局のほうなんですけれども、看護師さんが7人減になっていますよね。何かすごい人数が多いような気がするんですけども、その辺ちょっと教えていただけませんか。令和4年から令和5年度。

○米田総務経営課長 この人数につきましては、再任用職員が任期を65まで働きまして、その後延長されなかったということでございます。

○岩田智子委員 じゃあ、これには、今69人という、この令和5年ですね、69人という人数なんですけれども、臨時的任用職員、それから、育休代替職員、再任用職員を含んで69人ということですが、その内訳は分かりますか。看護師だけでいいですけれども。

○米田総務経営課長 令和6年度でございすけれども、常勤が65名、非常勤が5名という形となっております。

○岩田智子委員 やっぱりこころの医療センターって、思春期外来とか精神を病んだ方々とかのセーフティーネットになるというふうに先ほどもおっしゃっていましたが、何かすごい、看護師さんもそうですけれども、すごくやっぱり経験が物を言うっていうか、やっぱりずっと積み上げていろんな経験をしてされることがとても重要じゃないかなっていうふうに思っていて、できればずっとですね、例えば、非常勤じゃなくて、会計年度とか臨時的な人たちも、何かずっと同じ仕事をされているなら、正規に移行するとか、何かそういうふうなことが必要なんじゃないかなと日頃思っていたので、何か看護師さんも、正規の方とそうでない方との業務内容的なことは違いがありますか。

○平田看護部長 正規、非正規ともに業務内容は主に一緒にやっております。非正規も夜勤を行いますし、正規もちろん夜勤を行います。ただし、育児休暇明けであったり、それぞれ男女比ありますが、女性でちょっと負担が多い場合は夜勤をしないようにちょっと配慮したりしています。

ちなみに、離職は、昨年1名おりましたが、体調が優れないということでの離職で、仕事に関しては前向きに皆さん取り組んでいるかと思っております。

○岩田智子委員 ちょっと医師不足の面もあって、外来とかも減っていますけれども、とても重要な拠点だと私は思っていますので、しっかり見ていただいて、働く人たちも働きやすいように、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○平田看護部長 それぞれのキャリアであったり、能力を評価しながら、長く勤められる職場に努めていきたいと思います。

○岩田智子委員 よろしく願います。

○平田看護部長 ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

企業局さんですけれども、4ページで、先ほど竹崎委員からもありましたが、参考の収支の見通しで、年間30億見込まれるということでもありますけれども、これは、ちょっと資料を見る中で、定期点検であるとか、そういう維持管理の費用というのもオーバーしたところの収支の見込みということで理解してよろしいでしょうか。

○馬場総務経営課長 リニューアル工事、このF I T適用に伴う30億円の収入がございすけれども、企業債の償還ですとか、維持管理費関係の経費かかってございます。それが年間約19億円程度かかるかと思っております

ので、実際はその利益分というのは11億円程度かと考えているところでございます。

○深川企業局長 ちょっと補足でございます。

単純に計算しますと、20億円が10数年続きますので、結構大きな額になってまいります。200億円ですとか300億円。その使い道といたしますか、どういうふうに考えているのかという御趣旨の質問だろうと思います。

実は、私ども、今総務経営課長がお答えしましたように、元利償還ですとか施設運営、こういったところで、我々、約600億円、30億円の20年間と仮定しますと、約600億円の収入があるというふうに見込んでいるんですが、うち360億円は、そういった企業債の償還ですとか施設運営費のほうに回っていく形になるというふうに考えてございます。

じゃあ、残り240億円どうするんだという話になるかと思いますが、実は、私ども、荒瀬ダム、藤本発電所を廃止するまでは結構な額の積立金を持っておったんですが、あれらを取り壊して、ダムを廃止する際にほとんど使い切ったといいますか、積立てを取り崩しております。で、私ども、今積立てはほとんどない状況ですので、私どもとしては、これからまたこの利益を基に積み立て、できれば150億円ですとか170億円、そういった規模の積立てをしていきたいと。

加えて、先ほど地域貢献という形で、令和10年、11年までに一般会計のほうに50億円繰り出しますという話をさせていただきました。それらを含めますと、それで220億円ですので、先ほどの元利償還と施設運営にかかる360億円、で、今御説明申し上げた220億円で約540～550億円までいきますので、先ほど申し上げた30億円の20年利益が600億円、大体これと見合うような額になってまいります。あとは予備費といいますか、そういった形で考えるところでございます。

○本田雄三委員 概要は大体分かりました。

ただ、第一から複数の発電所を——リニューアルと先ほど言われましたけれども、全面改良等するときには相当な費用がかかると思われますので、単純に年間30億というのが実質可能なかどうかというのがちょっとあったものですから、そういう更新しなくてよければこういうのが可能だと思うんですけども、ちょっとそこら辺がこちらの資料で読み取れなかったものですから。何年に1度とかいうのは規定で決まっているかと思うんですけども、それを見越したところというふうに理解していいんですかね。

○福本工務課長 オーバーホールというのが大体10年から15年に1度という形で規定しておりますので、そのぐらいの期間で各発電所、1回大きい工事が入ってくるという形になっております。それも反映した形の経営収支というところにはなっております。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩本浩治委員 病院事業の概要説明書の中に、セーフティーネットとして役割を担って、政策的・先導的医療として患者の地域移行支援や児童・思春期医療などに重点的に取り組んでいきますということでございますが、どういう中身でしょうか。ちょっと詳しく御説明いただければと思います。

○米田総務経営課長 資料の3ページでございますけれども、先導的医療の展開としまして、児童・思春期の積極的な推進とございますけれども、1つには、思春期のデイケア、こちら、今毎週1回しておりますけれども、

こういったデイケアをしていきまして、思春期外来等の患者も増やしていきまして、今休止しておりますけれども、思春期ユニットの再開といったものを目指していきたいと思っております。

また、ひきこもりの支援としまして、月1回ではございますが、ひきこもりの外来であったりとか、あと月2回の家族支援、家族グループ会議、そういったものをやっておりますので、こういったところを展開していければと思っております。

○岩本浩治委員 今言われましたように、老人治療棟も休止されていますし、思春期ユニットも休止になっているんですね。なので、そういう中で、私、思春期の場合、地域移行支援ということで書かれてはいますが、その地域移行支援をするためにどういうことをやっているのかなと思うんです。デイケアとかは別にしましてね。

まあ、簡単に言いますと、精神障害者グループホームとか、そういうことでの地域移行支援なのか、または、思春期で、ここで作業訓練をされていますが、この人たちの就職あっせんまで精神ワーカーがしていくのかどうか、ちょっとそういうのをお聞きしたいなと思いますが。

○米田総務経営課長 今先生おっしゃられましたけれども、就職あっせんといったところまではいつてはおりません。あくまでも、その治療という部分と、あと地域で活動していくための橋渡しといったところの部分をやっているところでございます。

○岩本浩治委員 はい、分かりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○岩本浩治委員 勉強させていただきたいと

思います。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで企業局及び病院局の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、14時5分まで休憩します。

お疲れさまでした。

午後1時57分休憩

—————○—————

午後2時2分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、議会事務局の審査を行います。

執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、議会事務局について、波村議会議事局長から決算概要及び資料説明をお願いいたします。

○波村議会議事局長 議会議事局長の波村でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明申し上げます。

お手元の監査結果指摘事項を御覧ください。

監査において、一般需用費の支払い遅延について、令和3年度末に行ったオイル交換代に係る支払い事務処理を怠り、遅延利息が発生していることから、支払い手続において、引き続き組織的なチェックを徹底し、支払い漏れの防止を徹底するよう指摘を受けたところでございます。

具体的には、事案の概要にありますとおり、令和3年度末に行った公用車のオイル交換について、担当者が支払い事務処理を怠ったことで、今年度当初に支払いを行ったものでございます。

対応状況についてですが、引き続き、総務

班全員が会計事務の進捗管理を行う進行管理表の inputs を徹底するとともに、班長が毎日執行状況の確認を行っております。

また、局議においても、適正な経理事務に努めるよう注意喚起を行うとともに、積極的に会計事務に関する研修を受講するなどにより、組織として適正な会計事務処理への意識を高めております。

続きまして、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

議会議事局、決算特別委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

詳細については、2ページ以降で説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1段目の議会費の支出済額は14億88万円余で、不用額は1億3,710万円余でございます。

なお、事務局費におきましては、翌年度繰越額が1億4,700万円余でございますが、詳細は後ほど御説明いたします。

不用額の内訳でございますが、備考欄にもありますように、2段目の議会費の2,110万円余は視察旅費等の執行残、267万円は車両運行委託等の執行残、3段目の事務局費の9,765万円余は改修工事工事請負費の入札残、419万円余は改修工事監理委託費の入札残、930万円余は事務局の運営に係る事務費の執行残でございます。

続きまして、繰越事業につきまして御説明いたします。

別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。

議会棟維持修繕の費用として、1億4,700万円余を繰り越しております。

これは、5年度契約分の工事の一部につき

まして、入札不調により業者決定に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。なお、繰越額における現在の進捗率は100%となっております。

議会事務局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

質疑はありませんか。

○池田和貴委員 これは過年度における決算の概要なのでちょっとあれなんです、この歳出に関する調べの3ページの視察旅行費等の執行残、2,110万9,000円というのがされております。

これは、コロナがちょうど2類から5類に移行された段階であって、その前の年まではコロナの感染の関係から視察とか行けなかったりとか、そういう問題もあったかと思うんですが、今現状を見ると、やはり、これは執行部もそうだと思うんですけども、視察旅行したときのその移動にかかる経費というのは物すごく高くなっているんですね。宿泊費もそうですし、いろんな公共交通機関の経費も上がっています。また、バスの借り上げ料も上がっています。

その中で、足りないという話を聞くんですけども、この執行残が残るといのは何でなのかなとちょっと思ってしまうわけですね。ここについて、ちょっともう少し詳しく教えてもらえればと思います。

○本田議会事務局次長 今の御質問についてでございますが、やはり議会のほうは、海外視察等に備えての経費も計上しております

て、その分が若干多めに例年計上されているというところがございます。また、国内につきましても、当然ながら若干のやはり待ち受けといひましようか、そういったところで、例年ちょっとたくさん残りますねというようなことをお話をいただいているところでございます。

ただ、先ほどおっしゃられたとおりに、今は経費がかさんでいるところもございますので、まさしく、今年度の状況等を見ますと、今の現状に近いものが見えてくるかなと思いますので、今年度終わったところでどれぐらいの残になるかというところは、私どももちょっと注視しているところでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。そこは、ぜひ注視をしていただきたいと思います。

あと、今までのこの執行残が残る理由というのは、今の説明で分かるところもありました。ただ、TSMCの進出が決まってから、当然、我々議会としても、海外、台湾とかも含めて行く関係も増えてくるんじゃないかと思うんですね。もちろん、コロナも明けましたしですね。ですから、いわゆる予算の制約によって、いわゆる我々の調査が難しいとか、3泊はできないとか、2泊もできなくて1泊にしてくださいとか、そういうふうになったら、それはそれで本末転倒かなという思いもありますので、そういったところもぜひ考慮していただいて、議会事務局とすると、予算も考えていただきたいなというふうに、これは要望しておきます。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで審査を終了します。

次回の第7回委員会は、11月1日金曜日午前10時に開会し、午前に警察本部、出納局及

び各種委員会、午後から農林水産部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長